議案第52号

朝来市温水プール条例の一部を改正する条例制定について

朝来市温水プール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和５年11月30日提出

朝来市長　藤　岡　　勇

提案理由要旨

老朽化等に伴い解体した朝来市和田山温水プール「エスポワ」について条例廃止するとともに、第７期朝来市行財政改革推進委員会による使用料及び手数料の見直しに係る中間答申に基づき、自主財源の確保及び受益者負担の公平性の確保等を目的として朝来市あさごふれあいプール「くじら」に係る使用料の額の適正化を図るため、所要の整備をしようとするものです。

朝来市条例第　号

朝来市温水プール条例の一部を改正する条例

朝来市温水プール条例（平成18年朝来市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

朝来市あさごふれあいプール「くじら」条例

第１条中「朝来市温水プール」を「朝来市あさごふれあいプール「くじら」」に改める。

第２条を次のように改める。

（位置）

第２条　温水プールの位置は、朝来市新井172番地とする。

第５条第１項を次のように改める。

温水プールの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、水泳教室を行う場合は、休館日においても水泳教室利用者を対象として、温水プールを利用させることができる。

(1) 毎週水曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月28日から翌年の１月10日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 11月１日から翌年の３月末日までの間の日曜日

第７条各号列記以外の部分中「該当すると認めるとき」を「該当するとき」に、「制限し、又は温水プールから退場させることができる」を「許可しない」に改め、同条第４号及び第５号を次のように改める。

(4) 酒気を帯び、又は感染性の疾患を有していると認められるとき。

(5) 施設又は設備若しくは器具を損傷するおそれがあるとき。

第８条を削る。

第９条各号列記以外の部分中「第４号」を「第３号」に改め、同条第１号を次のように改める。

(1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

第９条第３号を削り、同条第４号中「前３号」を「前２号」に改め、同号を同条第３号とし、同条を第８条とする。

第10条を第９条とする。

第11条中「特に必要」を「特別な事由」に改め、「使用料」の前に「前条に規定する使用料のうち一般利用に係る」を加え、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条第４項中「第９条」を「第８条」に改め、同条を第13条とする。

第15条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第１項中「第10条」を「第９条」に、「利用料」を「利用料金」に改め、同条第２項中「利用料」を「利用料金」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とする。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

区分		開館時間
プール	月曜日から金曜日まで（水曜日を除く）	午前10時30分から午後８時30分まで
	土曜日	午前10時30分から午後６時まで
	日曜日及び１月11日から１月17日まで（水曜日を除く）	午前10時30分から午後５時まで
トレーニングジム	月曜日から金曜日まで（水曜日を除く）	午前10時30分から午後９時まで
	土曜日	午前10時30分から午後６時まで
	日曜日及び１月11日から１月17日まで（水曜日を除く）	午前10時30分から午後５時まで

備考

１　水泳教室を行う場合は、閉館時間においても水泳教室利用者を対象として、温水プールを利用させることができるものとする。

２　市内の小学校及び中学校に授業等で利用させる場合は、閉館時間においても、当該利用者を対象として、温水プールを利用させることができるものとする。

別表第２（第９条関係）

１　一般利用に係る使用料

利用者区分	個人使用料				団体使用料	
	当日券	回数券（11回利用）	月会員券	年会員券	20人以上50人未満	50人以上
小人及び高齢者	450円	4,500円	2,700円	27,000円	400円	360円
大人	750円	7,500円	4,500円	45,000円	670円	600円

備考

１　「小人」とは中学生以下の者、「高齢者」とは65歳以上の者をいう。

２　１回の利用時間は、２時間以内とする。

３　月会員券に係る使用料を支払った者は、支払った日から１箇月間利用できる。

４　年会員券に係る使用料を支払った者は、支払った日から１年間利用できる。

５　団体使用料は、１人１回当たりの料金とする。

２　水泳教室その他の定期利用に係る使用料

利用者区分	入会金	年会費	月額		
			週１回利用	週２回利用	週３回利用
個人	1,500円	1,500円	6,300円	8,700円	10,500円
親子	1,500円	1,500円	9,000円	11,250円	―

備考

１　「親子」とは、水泳教室を利用する大人と３歳以下の者の２人１組をいう。
２　入会金は、入会時のみ徴収する。
３　年会費は、毎年４月１日から翌年３月31日までの間に係る額で、月割等はしない。

３　当日申込教室の利用に係る使用料

時間	対象	料金
45分	18歳以上	450円

備考　この料金は、「１　一般利用に係る使用料」の額に加算するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第２の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

２　改正後の朝来市あさごふれあいプール「くじら」条例別表第２の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第52号資料

朝来市温水プール条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　案</th></tr>
<tr><td>朝来市温水プール条例

（設置）
第１条　市は、住民の健康増進と心豊かな生活の醸成に寄与するため、朝来市温水プール（以下「温水プール」という。）を設置する。

（名称及び位置）
第２条　温水プールの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>朝来市和田山温水プール「エスポワ」</td><td>朝来市和田山町柳原104番地１</td></tr><tr><td>朝来市あさごふれあいプール「くじら」</td><td>朝来市新井172番地</td></tr></table>（休館日）
第５条　温水プールの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、水泳教室を行う場合は、休館日においても水泳教室利用者を対象として、プールを利用させることができる。
<table><tr><th>施設名</th><th>休館日</th></tr><tr><td rowspan="3">朝来市和田山温水プール「エスポワ」</td><td>月曜日</td></tr><tr><td>12月28日から翌年の１月３日まで</td></tr><tr><td>４月から６月まで及び９月から翌年３月までの日曜日</td></tr><tr><td rowspan="3">朝来市あさごふれあいプール「くじら」</td><td>水曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</td></tr><tr><td>12月28日から翌年の１月10日まで</td></tr><tr><td>11月から翌年の３月までの日曜日</td></tr></table>２、３　（略）
（利用の制限）
第７条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、温水プールの利用を制限し、又は温水プールから退場させることができる。
(1)～(3)　（略）
(4) 酒気を帯びていると認められるとき。
(5) 感染性の疾患があると認められる</td><td>朝来市あさごふれあいプール「くじら」条例
（設置）
第１条　市は、住民の健康増進と心豊かな生活の醸成に寄与するため、朝来市あさごふれあいプール「くじら」（以下「温水プール」という。）を設置する。
（位置）
第２条　温水プールの位置は、朝来市新井172番地とする。

（休館日）
第５条　温水プールの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、水泳教室を行う場合は、休館日においても水泳教室利用者を対象として、温水プールを利用させることができる。
(1) 毎週水曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3) 12月28日から翌年の１月10日までの日（前号に掲げる日を除く。）
(4) 11月１日から翌年の３月末日までの間の日曜日

２、３　（略）
（利用の制限）
第７条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、温水プールの利用を許可しない。

(1)～(3)　（略）
(4) 酒気を帯び、又は感染性の疾患を有していると認められるとき。
(5) 施設又は設備若しくは器具を損傷</td></tr>
</table>

とき。 (6)～(8)　（略） （利用の不許可） 第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 温水プールの管理上支障があると認めるとき。 (4) 前３号に掲げるもののほか、利用が不適当と認めるとき。 （利用許可の取消し等） 第９条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。この場合において、利用者が受けた損失については、第４号に該当する場合を除き、その補償の責めは負わない。 (1) この条例に違反し、又はこれに基づく規定若しくは指示に従わないとき。 (2)　（略） (3) 危険な行為をするとき。 (4) 前３号に掲げるもののほか、温水プールの管理上支障があるとき。 （使用料） 第10条　（略） （使用料の減免） 第11条　市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 （使用料の不還付） 第12条　（略） （損害賠償） 第13条　（略） （指定管理者による管理） 第14条　（略） ２、３　（略） ４　指定管理者に第１項の管理を行わせる場合における第６条から第９条までの規定の適用については、これら規定	するおそれがあるとき。 (6)～(8)　（略） （削る） （利用許可の取消し等） 第８条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。この場合において、利用者が受けた損失については、第３号に該当する場合を除き、その補償の責めは負わない。 (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるとき。 (2)　（略） （削る） (3) 前２号に掲げるもののほか、温水プールの管理上支障があるとき。 （使用料） 第９条　（略） （使用料の減免） 第10条　市長は、特別な事由があると認めるときは、前条に規定する使用料のうち一般利用に係る使用料を減額し、又は免除することができる。 （使用料の不還付） 第11条　（略） （損害賠償） 第12条　（略） （指定管理者による管理） 第13条　（略） ２、３　（略） ４　指定管理者に第１項の管理を行わせる場合における第６条から第８条までの規定の適用については、これら規定

中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 （利用料） 第15条　前条第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第10条に定める使用料を上限として指定管理者が市長の承認を得て温水プールの利用料を定めることができる。 ２　前項の規定において定めた利用料については、指定管理者の収入として収受させることができる。 （委任） 第16条　（略）	中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 （利用料金） 第14条　前条第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第９条に定める使用料を上限として指定管理者が市長の承認を得て温水プールの利用料金を定めることができる。 ２　前項の規定において定めた利用料金については、指定管理者の収入として収受させることができる。 （委任） 第15条　（略）

現　　行

別表第１（第４条関係）

施設名	区分		開館時間
朝来市和田山温水プール「エスポワ」	火曜日から土曜日まで		午前10時30分から午後８時30分まで
	日曜日		午前10時30分から午後５時まで
	水泳教室を実施しない日		午前10時30分から午後３時まで
朝来市あさごふれあいプール「くじら」	月曜日から金曜日まで	プール	午前10時30分から午後８時30分まで
		トレーニングジム	午前10時30分から午後９時まで
	土曜日	プール	午前10時30分から午後６時まで
		トレーニングジム	
	日曜日及び１月11日から１月17日まで	プール	午前10時30分から午後５時まで
		トレーニングジム	

付記

１　水泳教室を行う場合は、閉館時間においても水泳教室利用者を対象として、プールを利用させることができるものとする。

２　市内の小学校及び中学校に授業等で利用させる場合は、閉館時間においても、当該利用者を対象として、プールを利用させることができるものとする。

別表第２（第10条関係）

１　一般利用

利用者区分	個人使用料				団体使用料	
	当日券	回数券	月会員券	年会員券	20人以上50人未満	50人以上
小人（中学生以下）及び老人（65歳以上）	300円	3,000円	1,800円	18,000円	270円	240円
大人	500円	5,000円	3,000円	30,000円	450円	400円

注1　１回の利用時間は、２時間以内とする。

注2　回数券に係る使用料を支払った者は、11回利用できる。

注3　月会員券に係る使用料を支払った者は、支払った日から１箇月間利用できる。

注4　年会員券に係る使用料を支払った者は、支払った日から１年間利用でき

改　正　案

別表第１（第４条関係）

区分		開館時間
プール	月曜日から金曜日まで（水曜日を除く）	午前10時30分から午後８時30分まで
	土曜日	午前10時30分から午後６時まで
	日曜日及び１月11日から１月17日まで（水曜日を除く）	午前10時30分から午後５時まで
トレーニングジム	月曜日から金曜日まで（水曜日を除く）	午前10時30分から午後９時まで
	土曜日	午前10時30分から午後６時まで
	日曜日及び１月11日から１月17日まで（水曜日を除く）	午前10時30分から午後５時まで

備考

１　水泳教室を行う場合は、閉館時間においても水泳教室利用者を対象として、温水プールを利用させることができるものとする。

２　市内の小学校及び中学校に授業等で利用させる場合は、閉館時間においても、当該利用者を対象として、温水プールを利用させることができるものとする。

別表第２（第９条関係）

１　一般利用に係る使用料

利用者区分	個人使用料				団体使用料	
	当日券	回数券（11回利用）	月会員券	年会員券	20人以上50人未満	50人以上
小人及び高齢者	450円	4,500円	2,700円	27,000円	400円	360円
大人	750円	7,500円	4,500円	45,000円	670円	600円

備考

１　「小人」とは中学生以下の者、「高齢者」とは65歳以上の者をいう。

２　１回の利用時間は、２時間以内とする。

３　月会員券に係る使用料を支払った者は、支払った日から１箇月間利用できる。

る。
注5　回数券、月会員券及び年会員券に係る使用料を支払った者は、朝来市和田山温水プール「エスポワ」及び朝来市あさごふれあいプール「くじら」のいずれの施設も利用できる。
注6　団体使用料は１人１回当たりの料金とする。
注7　障害者(児)(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。以下同じ。)は、２分の１を乗じた額とする。ただし、団体使用料には適用しない。
注8　障害者(児)の介護者が当該障害者(児)と利用する場合の使用料は、無料とする。
注9　市が主催する行事並びに市内の保育所、認定こども園、小学校及び中学校が保育又は授業として利用する場合の使用料は、無料とする。
注10　市内の認定こども園児(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第１項第１号に該当する者に限る。)、小学校の児童及び中学校の生徒が週休土曜日(朝来市立小学校及び中学校管理運営規則(平成17年朝来市教育委員会規則第11号)第3条に規定する春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日の期間以外の土曜日をいう。)の午前中に利用する場合の使用料は、無料とする。

２　水泳教室（定期利用）

区分	入会金	年会費	水泳教室（週１回）	水泳教室（週２回）	水泳教室（週３回）	付記
個人	1,000円	1,000円	4,200円	5,800円	7,000円	(1) 入会金は、入会時のみ徴収する。 (2) 年会費は、毎年４月１日から翌年３月31日までの間に係る額で、月割等はしない。 (3) 各教室の料金は、月額とする。 (4) 年会費については、通年の水泳教室のみ徴収する。
親子（二人一組）	1,000円	1,000円	6,000円	7,500円	―	

４　年会員券に係る使用料を支払った者は、支払った日から１年間利用できる。
５　団体使用料は、１人１回当たりの料金とする。

２　水泳教室その他の定期利用に係る使用料

利用者区分	入会金	年会費	月額		
			週１回利用	週２回利用	週３回利用
個人	1,500円	1,500円	6,300円	8,700円	10,500円
親子	1,500円	1,500円	9,000円	11,250円	―

備考
１　「親子」とは、水泳教室を利用する大人と３歳以下の者の２人１組をいう。
２　入会金は、入会時のみ徴収する。
３　年会費は、毎年４月１日から翌年３月31日までの間に係る額で、月割等はしない。

３　当日申込教室の利用に係る使用料

時間	対象	料金
45分	18歳以上	450円

備考　この料金は、「１　一般利用に係る使用料」の額に加算するものとする。

３　その他教室（当日申込み教室）

施設名	区分	時間	対象	料金	付記
朝来市あさごふれあいプール「くじら」	プール運動	45分	18歳以上	300円	(1) この料金は、「１　一般利用」の額に加算するものとする。
	スタジオ運動	45分	18歳以上	300円	